

教保体第1号  
令和4年4月1日

各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各教育事務所（支所）長 } 様

教 育 長

### 学校安全教育の推進及び安全管理の徹底について（通知）

日頃、児童生徒の学校安全に御尽力いただき感謝申し上げます。

昨年度も、交通事故、自然災害、犯罪による被害など、日常生活の様々な場面で事件・事故、災害が起きており、児童生徒の安心安全が脅かされることが多くなっております。

安全教育は、各教科や総合的な学習の時間・総合的な探求の時間等での安全に関する学習、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて実施するとともに、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して指導の充実を図ることが求められております。

また、学校は、常に児童生徒の安全が十分確保されることが必要であり、法令により定期安全点検の実施と児童生徒の事故防止のために必要な措置を講ずること等が定められ、安全管理について万全を期すことが求められています。

つきましては、別紙項目に留意の上、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育て、児童生徒の安全を確保することができるよう、安全教育の推進及び学校施設・設備の安全管理の徹底について、御配慮くださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下関係各学校等への周知につきましてもお願いいたします。

県立学校部保健体育課  
健康教育・学校安全担当 阿久津・関口  
電 話 048-830-6964  
FAX 048-830-4971

## 1 安全教育

### (1) 指導計画に基づく系統的な学習・指導

生活安全（防犯）、交通安全、災害安全に関する学習・指導が、学校安全計画や年間指導計画に位置付けられ、発達の段階に応じた系統的な安全教育を推進すること。

### (2) 効果的な指導方法の工夫

- ・ 実践的・体験的な安全教育を実施することで、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けさせること。
- ・ 学校施設での事故防止や、通学路における交通事故防止・防犯についての安全教育を繰り返し行うこと。
- ・ 防犯速報や気象情報、緊急地震速報等の安全に関する情報を安全教育で効果的に活用すること。
- ・ 防犯教室、交通安全教室、避難訓練等を実施する際、専門的な知識や技能を有する人材を効果的に活用すること。なお、避難訓練では、緊急地震速報の報知音を利用した効果的な訓練にすること。

### (3) 定期的な訓練の実施

不審者侵入や自然災害発生時、臨機応変に対応できる児童生徒の主体性を育成することを目的として訓練を実施すること。

また、訓練は、様々な場面や場所を想定して計画し、慣例的なものとならないようにすること。

### (4) その他

- ・ 「道路交通法」（第 19 条、第 52 条第 1 項や施行細則第 8 条第 1 項、第 10 条第 4 号、6 号、7 号等、自転車利用に関わる項）を周知すること。
- ・ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）を周知すること。
- ・ 自転車乗用中のヘルメット着用を啓発すること。
- ・ 自転車利用者の損害賠償保険等への加入の必要性を啓発すること。

## 2 安全管理

### (1) 安全管理上の実態把握

児童生徒の安全に係る行動の実態や事件・事故の発生状況、校内や通学路・通学区の危険箇所の把握に努めること。

### (2) 安全管理の計画や体制

危機管理マニュアルや学校防災マニュアル等について、年度当初の確認と周知及び、定期的な見直し・改善を行うこと。また、市町村防災担当課等の関係機関との連携を図ること。

### **(3) 安全点検の実施**

- ・ 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置や安全点検表の見直しを行うこと。
- ・ 小、中学校等においては、地域安全マップの作成、又は見直しを行うこと。

### **(4) 危機管理体制の確立**

- ・ 危険等発生時の応急手当や通報の仕方について共通理解を図り、緊急連絡体制を確立すること。
- ・ 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように研修や訓練を実施し、危機管理能力の向上を図ること。

## **3 組織活動**

### **(1) 教職員の役割と校内の協力体制**

校内分掌、校内規定等における教職員の役割分担と責任の明確化を図ること。

### **(2) 教職員の共通理解と研修**

事故防止や危機管理マニュアル、救急救命講習等、学校安全に関する教職員の共通理解と知識・技能を向上させるための研修を行うこと。

### **(3) 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携**

学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集、安全に関する行事やパトロール等の実施により、見守り活動の強化を図ること。

### **【参考】**

○文部科学省 学校安全<刊行物>一覧

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)

○埼玉県教育委員会 保健体育課 学校安全資料一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/gakko/anzen/index.html>